

〔報 告〕

上田市における1歳6ヵ月児健康診査の概要

A Report of Health Examination for 18 - Month - Old in Ueda City

大 薮 泰 細 淵 富 夫
Yasushi Ohyabu Tomio Hosobuchi

はじめに

妊産婦死亡率、周産期死亡率、乳幼児死亡率の顕著な低下にみられるように、身体的側面での母子保健活動は著しく改善されてきている。一方、現代社会の急激な変貌の中で、母子を取り巻く状況も大きく変化した。都市化、核家族化にともなって生じた家族の孤立化、少子化、共働き、マスコミの無責任な情報の氾濫、未熟な父親と母親など、母子の健康な心身の発達を阻害しやすい要因を挙げれば枚挙にいとまがない。前述したように母子の医学的管理は顕著に向上したが、こうした状況におかれた母子の健康な発達をサポートするきめ細かい生活指導や育児指導の一層の充実がもたれている。

筆者らは、母子保健活動の一環として実施されている上田市の1歳6ヵ月児健康診査に昭和57年度より心理相談員として参加してきた。この報告では、上田市で行われている1歳6ヵ月児健康診査の経過とその概要を紹介し、今後の母子保健活動の資としたい。

1. 1歳6ヵ月児健康診査とは

乳幼児が心身ともに健全な発達をとげるためには、異常を早期に発見し、早期に適切な指導を実施することがもとめられる。この目的を達成するために、妊産婦および乳幼児の母子保健活動が各地方自治体で実施されている。図1は、上田市における母子保健活動の概略を示したものである。

昭和36年度から児童福祉法にもとづいて行われてきた3歳児健康診査は、昭和40年度に制定、施行された母子保健法に引き継がれて今日にいたっている。さらに、母子保健法第13条では、都道府県等は3歳児健診以外に、必要に応じて、妊産婦ま

たは乳幼児に対して健康診査を行い、または健康診査を受けることを勧奨すべきことを規定している。ただし、この規定では、3歳児健康診査のように定期的に行う義務は規定されていない。1歳6ヵ月児健康診査（以下1.6歳健診と記す）は、この第13条で規定される妊産婦、乳幼児に対する健康診査のひとつである。

1.6歳健診は、各都道府県知事、政令市市長特別区区长宛に出された厚生省児童家庭局長通知（昭52.6.24児発第391号）「1歳6ヵ月児健康診査の実施について」と、その別紙「1歳6ヵ月児健康診査実施要綱」にもとづいて実施されるようになったものである。この実施要項によれば、1.6歳健診の目的は次のごとくである。

幼児初期の身体発育、精神発達の面で歩行や言語等発達の標識が容易に得られる1歳6ヵ月の時点において健康診査を実施することにより、運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等障害をもった児童を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

この1.6歳健診の実施主体は市町村であり、昭和61年度には全市町村の96%以上で実施されている。さらに昭和62年度からは、心理相談員の増員が認められ、心理面の健康機能の充実がはかれると同時に、精密健康診査の予算も認められ、身体面については専門医療機関、精神面については児童相談所で行われることになった。

（昭62.5.20児発第440号）

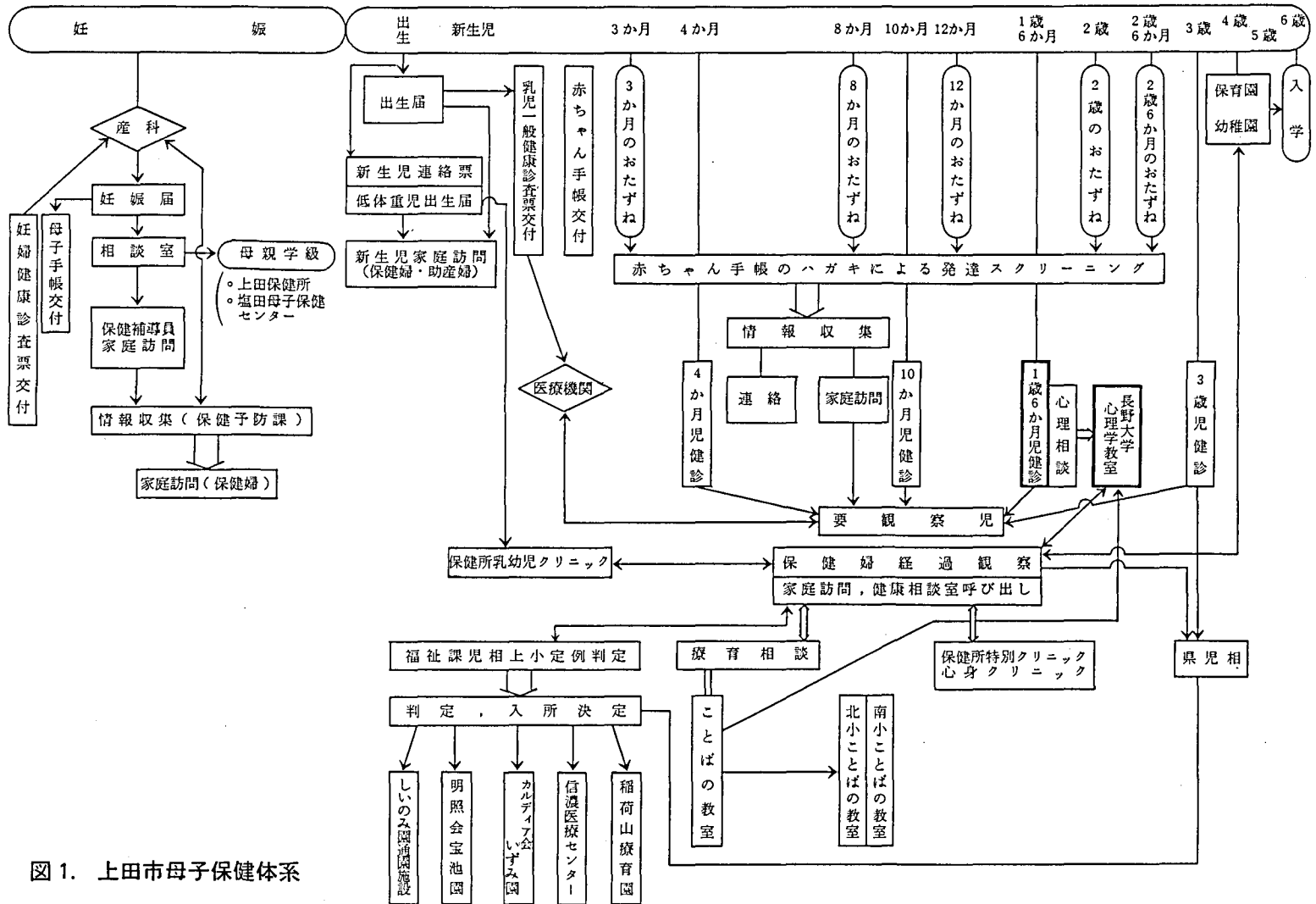


図 1. 上田市母子保健体系

2. 上田市における乳幼児健診の実施状況

上田市では、昭和53年4月から1.6歳健診が開始されている。昭和50年度以後の乳幼児健診の実施状況を見ると(表1)、昭和50年度までは、3カ月、6カ月、12カ月、3歳児健診の4回体制であった。昭和51年度と52年度では、12カ月健診が実施されなくなり、3カ月と6カ月が4カ月と9

カ月健診に変えられている。この両年度のみ、3歳児健診を含めて3回体制であったことがわかる。そして昭和53年度の1.6歳健診の登場により、4回体制が復活し、昭和57年度に9カ月健診が10カ月健診に変更されて現在にいたっている。

表1 上田市の乳幼児健診の推移

実施年度	実施された乳幼児健康診査							
昭和50年度	3 か 月	—	6 か 月	—	—	12 か 月	—	3 歳
昭和51年度	—	4 か 月	—	9 か 月	—	—	—	3 歳
昭和52年度	—	4 か 月	—	9 か 月	—	—	—	3 歳
昭和53年度	—	4 か 月	—	9 か 月	—	—	1 歳 6 か 月	3 歳
昭和54年度	—	4 か 月	—	9 か 月	—	—	1 歳 6 か 月	3 歳
昭和55年度	—	4 か 月	—	9 か 月	—	—	1 歳 6 か 月	3 歳
昭和56年度	—	4 か 月	—	9 か 月	—	—	1 歳 6 か 月	3 歳
昭和57年度	—	4 か 月	—	—	10 か 月	—	1 歳 6 か 月	3 歳
昭和58年度	—	4 か 月	—	—	10 か 月	—	1 歳 6 か 月	3 歳
昭和59年度	—	4 か 月	—	—	10 か 月	—	1 歳 6 か 月	3 歳
昭和60年度	—	4 か 月	—	—	10 か 月	—	1 歳 6 か 月	3 歳
昭和61年度	—	4 か 月	—	—	10 か 月	—	1 歳 6 か 月	3 歳
昭和62年度	—	4 か 月	—	—	10 か 月	—	1 歳 6 か 月	3 歳
昭和63年度	—	4 か 月	—	—	10 か 月	—	1 歳 6 か 月	3 歳

3. 上田市における1.6歳健診の実態

1) 健診スタッフと内容

昭和53年度当初から健診に参加しているスタッフは、保健婦、小児科医、歯科医、歯科衛生士であり、発達状態のチェック、病気の早期発見、歯科健診、むし歯予防の指導、日常生活指導、栄養相談が行われてきている。心理発達相談が加えられたのは昭和57年度からである。心理相談員として、大藪泰他3名が参加したが、昭和63年度から新たに、細淵富夫が加わっている。現在の健診スタッフは、心理相談員4名(上田地区では2名、塩田地区、川西地区では各1名が担当)、保健婦8名、小児科医1名、歯科医1名、歯科衛生士4名、保健補導員1名である。

現在行われている健診内容を健診の順にそってみると、(1) 受付：健診票(2枚)と母子手帳を提出、(2) 問診(保健婦担当)：健診票をもとに質問し確認する(はめ板、指さし、積木課題の実施)、

(3) 身長と体重の測定(保健補導員担当)、(4)内科診察(小児科医担当)、(5) 歯科診察(歯科医担当)、(6) 生活・しつけ・その他の相談(保健婦・心理相談員担当)、(7) 歯の相談・正しい歯のみがき方(歯科衛生士担当)となっている。

健診場面では、心理相談という名称は公開されていない。心理相談という言葉に母親の抵抗が予想されるからである。保健婦が問診で心理相談の必要を認めた場合に、個別に心理相談を勧めている。

2) 健診実施場所・回数・時間

健診の実施場所は、上田地区が上田市保健センター(上田市役所内)、塩田地区が塩田母子健康センター、川西地区が川西社会福祉センターである。昭和56年度までは、上田地区が毎月2回、塩田、川西地区はそれぞれ隔月1回であったが、昭和57年度より川西地区が隔月1回から毎月1回に

増やされて現在にいたっている。健診時間は、午後1時から2時までが受付であり、心理相談員と保健婦との最終のケースカンファレンスで事後指導などについての検討が終るのが午後5時頃となる。

3) 通知方法

通知方法は、昭和58年度までは葉書による個人通知と広報によっていたが、昭和59年度より個人通知が廃止され、広報と保健だよりだけに変更されている。しかし、個人通知の廃止にともない、昭和57年度より上田市独自で作成した「赤ちゃん手帳」が出生届の提出時に個別配布されるようになってきている。この個人通知の廃止により、受診率

の低下が懸念されたが、幸いなことに受診率は59年度に大きく増加する結果となった。この点については、5) 受診率の推移で取り上げる。

4) 赤ちゃん手帳

上田市が独自に作成した「赤ちゃん手帳」は、昭和57年4月以後に出産した母親に無料配布されている。

この「赤ちゃん手帳」には、新生児から3歳までの発達過程の記述、育児に対する考え方、4カ月健診、10カ月健診、1.6歳健診、3歳児健診の案内および問診票、健康診査、観察のカード、予防接種の問診票などが含まれている。

表2 健康診査・観察のカードの種類

	カ ー ド	お 願 い と 御 注 意
1	満 3 か 月 児 観 察	満3か月になった日に質問に記入してカードを送ってください。
2	4 か 月 児 健 康 診 査	市保健センター、塩田母子健康センター、川西社会福祉センターへおいでください。(広報うえだの日程参照)
3	満 8 か 月 児 観 察	満8か月になった日に質問に記入してカードを送ってください。
4	10 か 月 児 健 康 診 査	市保健センター、塩田母子健康センター、川西社会福祉センターへおいでください。(広報うえだの日程参照)
5	満 12 か 月 児 観 察	満12か月になった日に質問に記入してカードを送ってください。
6	1 歳 6 か 月 児 健 康 診 査	市保健センター、塩田母子健康センター、川西社会福祉センターへおいでください。(広報うえだの日程参照)
7	満 2 歳 児 観 察	満2歳になった日に質問に記入してカードを送ってください。
8	満 2 歳 6 か 月 児 観 察	満2歳6か月になった日に質問に記入してカードを送ってください。
9	3 歳 児 健 康 診 査 (実 施 長 野 県)	市保健センター、塩田母子健康センター、川西社会福祉センターへおいでください。(広報うえだの日程参照)

(上田市「赤ちゃん手帳」より)

表2を見ると、「観察カード」は満3か月、8か月、12か月、2歳、2歳6か月になった日に、質問に記入して送付するようになっていくことがわかる。この観察カードは、郵便はがきの裏面に質問項目が印刷されているものであり、健診が実施されない時期に、母親によって乳幼児の健康や発達についてチェックしてもらい、その状況を把握

してできるだけ早期に適切な対応を行うことを目的にしている。

5) 受診率の推移

昭和53年度から62年度までの1.6歳健診の受診率の推移を上田市「保健業務と衛生統計」よりまとめたものが、表3である。

表3 1.6歳健診の受診率と結果

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
53	1,801	1,489	82.7
54	1,703	1,478	86.8
55	1,577	1,397	88.6
56	1,488	1,360	91.4
57	1,406	1,276	90.7
58	1,345	1,219	90.6
59	1,396	1,342	96.1
60	1,371	1,289	94.0
61	1,387	1,296	93.4
62	1,349	1,246	92.4

この表3を見ると、1.6歳健診が開始された昭和53年度の受診率は82.7%であり、最も低かったことがわかる。当時の様子を、ある保健婦は、「1.6歳健診が始まったばかりのため、保健指導員を総動員して、健診の未受診者の家庭訪問をし、発達状態をチェックしてまわった」と語っている。そうした着実な活動の中で、1.6歳健診が地域に浸透していき、受診率は昭和56年度には90%台に達し、それ以後も90%台を維持している。

昭和59年度は先述したように、個人通知による連絡がなくなった年度である。個人通知が廃止されることで受診率が低下するのではないかという危惧を当時の健診関係者はいただいていた。しかし、この表3にあるように、その結果は前年度よりも5.5%も増加し、最も高い受診率となったのである。受診率増加の理由を考えると、昭和59年度から個人通知がなくなるということで、前年度の乳児健診などを利用して積極的に1.6歳健診のピーアールを繰り返し行ってきたことがあげられる。また、昭和57年度から使われている「赤ちゃん手帳」の利用も、母親の健診に対する意識を高め受診率の低下を抑制したことが推測される。

健診の未受診者には、保健婦が電話で個別に受診を促す措置を取っているが、これは昭和53年度当初から一貫して実施されており、昭和59年度に特に力を入れたわけではない。

6) 健診場面

(a) 受付

受付で「1歳6か月児健康診査票」(図2.3)と「歯科健診問診票」(図4.5)、母子健康手帳を提出する。この2枚の問診票は「赤ちゃん手帳」にとじ込まれており、家庭で母親が記入して持参するようになっている。

(b) 保健婦による問診

保健婦による問診が、会場の数ヶ所に分かれて個別に実施されている。この問診場面では、特に図2の既往症の欄と図3の「おたずね」の欄をチェックしながら、母親に家庭での子どもの様子を確認し、あわせて問診場面での子どもの行動観察を行っている。さらに、次の3課題を子どもにさせている。

第1に「はめ板」課題である(写真1)。これは□・△・○がくり抜かれた緑色の長方形の板の中に、同じ形をした赤い積木をはめ込むものである。

第2は「指さし」課題であり(写真2)。絵本を見せて「ワンワンどこ?」などと質問し、その絵を指させるか、また子どもに「お口はどこ?」などと質問して、身体の一部を指させるかをみるものである。

第3は「積木」課題で(写真3)、3cm四方の立方体を子どもに積ませるものである。



写真1. 保健婦問診場面(はめ板)

1歳6か月児健康診査票

平成 年 月 日 健診

上田市

氏名			続柄	保護者名	父	母
生年月日	年	月	日生	職業		
住所			自治会名	連絡方法	電話有線	
家族生活環境	祖父 歳 健・否()	母 歳 健・否()	弟 歳 健・否()			
	祖母 歳 健・否()	兄 歳 健・否()	妹 歳 健・否()			
	父 歳 健・否()	姉 歳 健・否()	その他 歳 健・否()			
	居間の生活の場所(自家・保育所・他家)、主な保育者(母・祖母・祖父・その他)					
既往症	今までにかかった伝染病 無・有(はしか、風しん、水痘、百日ぜき、おたふくかぜ、その他)					
	今までにかかった病気 無・有(心臓、肺炎、その他)					
	ひきつけをおこしたことがありますか。 無・有(回、どんなとき)					
	かぜをひきやすいですか。 はい いいえ					
	湿しんがしやすいですか。 はい いいえ					
	下痢しやすいですか。 はい いいえ					
	発熱しやすいですか。 はい いいえ					
	今までに受けた予防接種 無・有(ポリオ(回)・ツ反(+、-)BCG)					
発達状況						はめ板
主訴						(治療中)
体重			kg			
身長			cm			
結果	健	経過観察	希望要	希望要		
	医師	要精検	要治療	担当		
相指	希望・用			保健婦		
談導						

図2 1歳6か月児健康診査票(表)

おたずね

お子さんの心身の発達の状態を知るうえで大切なものです
よく読みながら記入してください。

1	ひとり歩きができますか。 歩き方はどうですか。①よく歩く②1~2歩しか歩かない③ふらふらする④よくころぶ⑤びっこをひく手をつないで階段をあがりますか。	はい いいえ わからない (か月から)
2	鉛筆でなぐり書きをしますか。 積木を2~3個つめますか。 はしぶどうのような小さいものを親指とひとさし指をつかっつめますか。	はい いいえ わからない はい いいえ わからない はい いいえ わからない
3	おもちゃの自動車を走らせたり、人形を抱いたりして遊びますか。 人のまねをしますか。 他の子どもに関心をもちますか。 何かこわいことがあるとお母さんなどなじみのある人にしがみついたりしますか。 顔を合わせようとしても顔を見つにいつも目をそらしてしまいますか。 たのむと絵本や新聞等を少しはなれたところからもつてきますか。 泣かずにほしいものを示すことができますか。 (手をひっぱったり、指をさすなど)	はい いいえ わからない はい いいえ わからない はい いいえ わからない はい いいえ わからない はい いいえ わからない はい いいえ わからない はい いいえ わからない はい いいえ わからない
4	ウンマ、ブーブーなど意味のある片言をいいますか。 名前をよぶとふりむきますか。 絵本みせて知っているものを聞くと指でさしますか。 目や口など身体部分の一部を聞くと指をさしますか。	はい いいえ わからない はい いいえ わからない はい いいえ わからない はい いいえ わからない
5	水をコップでのめますか。 さじやフォークで自分で食べようとしますか。 おしっこやうんちのしつけを始めていますか。	はい いいえ わからない はい いいえ わからない はい いいえ わからない
6	事故(けが、やけど、誤飲など)で治療をうけましたか。 耳が遠いという心配はありますか。 目つきや目の動きが悪いという心配はありますか。	はい いいえ わからない はい いいえ わからない はい いいえ わからない
7	離乳食はスムーズにいきましたか。 離乳食完了(歳 か月) 食欲はどうですか。①よくたべる ②普通 ③少ない ④むらぐい 偏食はありますか。 現在、母乳・粉乳を飲んでますか。 哺乳ビンをつかっていますか。 1日に与える乳製品の量①牛乳()本 ②その他()	はい いいえ わからない はい いいえ わからない はい いいえ わからない はい いいえ わからない はい いいえ わからない
何か心配なこと、相談したいことがありましたらかいてください。		

図3 1歳6か月児健康診査票(裏)

歯科健診問診票

平成 年 月 日

上田市

幼児氏名	男女	生年月日	昭和 年 月 日生
保護者名	職	父	住
電話有線	業	母	所
家族構成 名		出生時体重 g	
祖父 祖母 父母 兄 姉 弟 妹		歯のはえはじめた時期 か月	
1. 主に昼間、子供さんをみている人は誰ですか。 母親、祖母、その他()			
2. その人は甘いものが好きですか。 はい いいえ			
3. おじいちゃん、おばあちゃんと同居していますか。 はい いいえ (近所にいますか。) はい いいえ			
4. 現在母乳を飲んでいますか。 いる いない			
5. 現在は乳びんを使っていますか。 いる いない どんな時に使っていますか。 一日中、寝る時、飲み物よって			
6. 乳児健診(9か月児)時に歯科指導を受けましたか。 はい いいえ 覚えていない			
7. むし歯にならないように何か注意していますか。 はい いいえ			
はいと答えた人は		歯みがき、甘味制限、水・さゆをのませる	
どのような注意をしていますか。		その他 ()	
8. お子さんの食事の量はどうか。 多い 普通 少ない			
9. おやつはどのように与えていますか。 時間を決めて、適当に飲しがる時ほとんど与えない 回数(1日) 1回、2回、3回、4回以上			
10. お子様に砂糖入りのお菓子、飲みものを与えはじめた時期はいつごろですか。 (乳児用ビスケット、タマゴボーロ含む。) (歳 か月ごろから)			

図4 1歳6か月児歯科健診問診票(表)

内容	回数	毎日	時々	与えない	内容	回数	毎日	時々	与えない	
ビスケット					せんべい					
クッキー					スナック					
チョコレート菓子					ヨーグルト					
菓子パン					チーズ					
ガム					ハム					
キャラメル					ソーセージ					
アイスクリーム					果物					
乳酸菌飲料					いも類					
炭酸飲料(コーラ等)					牛乳					
その他の飲物(ジュース)					手作りおやつ					
該当する欄に○をつけてください。										
11. その他のおやつ()										
12. お子さんの歯みがきをしてあげていますか。 いる いない いつみがいていますか。 食後、寝る前に、その他() どのようにみがいていますか。 ()										
13. お子さんの歯のことで相談したいことがありますか。 ある ない どんなことを相談したいですか。 ()										
1. むし歯					現在歯		本		記入要項	
右 E D C B A A B C D E 左 E D C B A A B C D E					う		処置歯		本	
					歯		未処置歯		本	
2. 清掃状態:良、中、不良					診査結果		O ₁ O ₂		白濁、白斑は未処置歯とする。	
3. 不正咬合:あり、なし()					の判定		A・B・C			
4. その他の異常:()					歯科医師名					
指導メモ					歯科衛生士名					

図5 1歳6か月児歯科健診問診票(裏)



写真2. 保健婦問診場面（指さし）



写真5. 体重測定場面



写真3. 保健婦問診場面（積木）

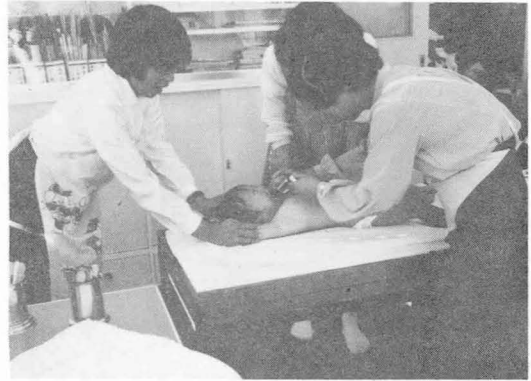


写真6. 内科診察場面

(c) 身体測定・内科検診・歯科診察

写真4. 5が身体測定場面、写真6が内科診察場面、写真7が歯科診察場面である。



写真4. 身体測定場面



写真7. 歯科診察場面

(d) 生活、しつけ等の相談

日常生活やしつけなどの相談を希望する場合には、保健婦がその相談に応じている(写真8)。

後述する心理相談希望者に対しても、心理相談終了後に、ここで事後相談が実施されている。



写真8. 生活、しつけ等の相談場面

(e) 歯の相談と指導

歯科衛生士によって、歯の相談と歯のみがき方の指導が健診の最後に個別に実施されている。ここでは、母親に実際に歯をみがいてもらったり(写真9)。歯の模型などを使って歯のみがき方の指導が行われている。(写真10)



写真9. 歯のみがきの指導
(母親が歯をみがいている)



写真10. 歯のみがきの指導
(歯の模型を用いている)

(f) 心理相談

心理相談は、保健婦との問診で母親が心理相談を希望した場合と、保健婦が心理相談の必要性を認め母親もそれを了承した場合に実施されている。

保健婦が心理相談にまわす基準は、原則として図3の「おたずね」の欄の1(粗大運動)、2(微細運動)、3(対人関係)、4(言語)の各領域の項目の中に1つでも通過しない項目がある場合である。「わからない」という回答の場合も同様にみなされる。ただし、全ての項目で通過した場合でも、子どもの健診場面での行動に疑問があるときや母親の育児不安が強いときなどには、心理相談に回されることがある。

昭和59年度から昭和62年度までの心理相談の結果は、表4のとおりである。主訴として多いものを列挙すると、ことばのおくれ、指さしがない、精神発達のおくれ、落ちつきがない、攻撃的行動などがあげられる。

要経過観察児の多くは保健婦によるものであるが、その他には医療機関や保健所、あるいは長野大学心理学研究室での発達相談などに紹介されるものがある。1.6歳健診から心理学研究室に紹介されたケースは、平成元年3月までに22名にのぼる。

表4 心理相談受診結果

年度	健診受診者数(人)	心理受診者数(人) <>内は延人数	心理受診率(%)	初診時結果	
				異常なし	要経過観察
59	1,396	112 < 128 >	8.0	51	61
60	1,371	95 < 101 >	6.9	32	63
61	1,387	108 < 133 >	7.8	25	83
62	1,349	120 < 153 >	8.9	40	80

おわりに

高齢化社会の到来といわれ、ともすると老人福祉・保健に目を奪われやすい昨今である。しかし、次代を担う子どもたち、その子どもたちを育てる母親、家族、地域の福祉・保健の重要性が減じられるわけではない。

幸いなことに、上田市でも、子どもと母親の集団を対象とした療育相談が、心理担当者、保健婦、保母などがチームを組んで平成元年度から実施されようとしている。また長野県のレベルでも平成元年度中に、心理担当者、医師、歯科医師、保健婦、助産婦、養護教諭、栄養士、行政関係者など

小児保健にかかわる人たちが集まって「長野県小児保健協会」を設立すべく準備がすすめられている。こうした動きの中で、上田市の母子保健、小児保健の活動に今後とも微力を捧げたいと思う。

今回の報告では、1.6歳健診の概略しか紹介できなかったが、心理相談の具体的な内容については、いずれ稿を改めて報告したいと考えている。

最後に、いつも協力を惜しまないでいただける上田市保健予防課の皆様にご心よりお礼申し上げます。

<参考資料>

昭和53～62年度 上田市「保健業務と衛生統計」
(1989・2・9受理)